

マイナンバーカードで受診するための留意点

POINT
01

マイナンバーカードで受診するためには、事前に資格記録の登録が必要です。

2023年4月以降、医療機関や薬局など（以下、「医療機関」という。）では、「オンライン資格確認」の導入が義務化されており、マイナンバーカードで診療を受ける患者については、診察前に医療保険の資格記録を確認します。

【資格記録の確認ができると保険診療（原則3割負担での診療）を受けることができます。】



※オンライン資格確認等システムとは、国民の資格記録を収録するためのシステムのことをいいます。

医療機関が患者の資格記録を確認するためには、事業所から届書※を受けた健保組合が、医療保険の資格記録をオンライン資格確認等システムへ登録する必要があります。

※届書とは、入社時や扶養家族を追加するときに届出する資格取得届、被扶養者届のことをいいます。（以下同様）



【重要】：マイナンバーカードで受診するためには、**事業所の届出**と**健保組合の登録**が必要です。
【登録が完了するまではマイナンバーカードでの受診はできませんので、ご注意ください。】
ご自身の記録の登録状況を確認する方法は、裏面のPOINT4を参照ください。

POINT
02

事業所の届出と健保組合の登録は、法令で期限が定められています。

事業所からの届書は、加入者が資格取得するとき（事業所に入社するとき、扶養家族を追加するときなど）に必要となり、法令により、事実があった日（例えば入社日）から5日以内に健保組合に届出することが求められています。

なお、事業所から届書を受けた健保組合も、法令により、届書を受けた日から5日以内にオンライン資格確認等システムに資格記録を登録することが求められています。



【重要】：当健保組合では、原則、事業所から届出があった日から**4日後**に資格記録を登録しています。
【4日後に登録できない例外ケースは、裏面のPOINT3【重要】を参照ください。】

